

平成30年度決算に係る
徳島県健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

徳監第2023号
令和元年9月4日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島県監査委員	矢 田 等
同	近 藤 光 男
同	井 関 佳穂理
同	岩 佐 義 弘
同	山 西 国 朗

平成30年度決算に係る徳島県健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づき審査に付された資金不足比率について、次のとおり意見書を提出します。

目 次

健全化判断比率審査意見書

第1	審査の対象	-----	1
第2	審査の手続	-----	1
第3	審査の意見	-----	1
1	実質公債費比率	-----	1
2	将来負担比率	-----	2

資金不足比率審査意見書

第1	審査の対象	-----	3
第2	審査の手続	-----	3
第3	審査の意見	-----	3

健全化判断比率审查意见书

健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

知事から提出された平成30年度決算に係る実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の手続

審査に当たっては，算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を確認し，比率が適正に算定されているかどうかを主眼とし，決算関係書類等の精査，関係職員からの説明聴取並びに既に実施した定期監査，決算審査及び現金出納検査の結果に基づいて実施した。

第3 審査の意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも適正なものと認められた。以下，審査における意見について記述する。

比 率 名	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	— %	3.75 %	5.0 %
連結実質赤字比率	—	8.75	15.0
実質公債費比率	12.1	25.0	35.0
将来負担比率	184.4	400.0	

- (注) 1 実質赤字比率は，実質赤字額がないため，「—」と記載した。
 2 連結実質赤字比率は，連結実質赤字額がないため，「—」と記載した。

1 実質公債費比率

「財政構造改革基本方針」等に基づく事務事業の見直しや，これまでの県債の発行抑制等により，地方債償還金は減少し，実質公債費比率(3か年平均)は，昨年度から0.7ポイント減の12.1パーセントと着実に改善している。

今後とも減少基調を維持し，公債費の縮減に努められたい。

年 度	実質公債費比率 (単年度)		実質公債費比率 (3か年平均)
		増 減	
平成28年度	12.57128 %	△1.21068 <small>ポイント</small>	12.1 %
平成29年度	12.24209	△0.32919	
平成30年度	11.63602	△0.60607	

2 将来負担比率

算出の基礎となる将来負担額は減少基調を維持しているものの、依然として多額の県債残高を抱えている。また、前年度に比べ数値が上昇しており、引き続き、財政運営に留意する必要がある。

年 度	将来負担比率	
		増 減
平成29年度	181.8 [%]	^{ポイント} △0.3
平成30年度	184.4	2.6

資金不足比率審查意見書

資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

知事から提出された平成30年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の手続

審査に当たっては、算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を確認し、比率が適正に算定されているかどうかを主眼とし、決算関係書類等の精査、関係職員からの説明聴取並びに既に実施した定期監査、決算審査及び現金出納検査の結果に基づいて実施した。

第3 審査の意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正なもの認められた。

今後も経営の健全化に努められたい。

会 計 名	平成30年度	経営健全化基準
徳島県流域下水道事業特別会計	— %	20 %
徳島県港湾等整備事業特別会計	—	20
徳島県病院事業会計	—	20
徳島県電気事業会計	—	20
徳島県工業用水道事業会計	—	20
徳島県土地造成事業会計	—	20
徳島県駐車場事業会計	—	20

(注) 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載した。